

生食発 0515 第 1 号
平成 29 年 5 月 15 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に規定する常温保存可能品の審査事項の改正について

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）に規定する常温保存可能品の取扱いについては、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について」（平成 23 年 8 月 31 日付け食安発 0831 第 5 号）の別添「常温保存可能品の認定に係る実施要領」により実施しているところです。

今般、規制改革実施計画（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を受けた検討を踏まえ、同実施要領別紙 3「常温保存可能品の審査事項」について別添新旧対照表のとおり改正し、本日から施行することとしたので、御了知の上、貴管下関係者への周知、指導をお願いします。

「常温保存可能品の認定に係る実施要領」別紙3 新旧対照表 (傍線の部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>別紙3 常温保存可能品の審査事項</p> <p>1 次の要件を満たす原料乳が安定的に確保できること。</p> <p><u>(1) 搾乳後速やかに冷却し、処理施設における受乳までの間冷蔵されたもの</u></p> <p><u>(2) 搾乳から処理施設における受乳までの温度及び時間が次のいずれかによること</u></p> <p>ア <u>搾乳から処理施設における受乳までの時間が48時間以内であること</u></p> <p>イ <u>原料乳を3℃以下に管理し、搾乳から処理施設における受乳までの時間が96時間以内であること(事前に各段階での温度管理について検証すること)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2～24 (略)</p> | <p>別紙3 常温保存可能品の審査事項</p> <p>1 次の要件を満たす原料乳が安定的に確保できること。</p> <p><u>(1) 搾乳から処理施設における受乳までの時間が48時間以内のもの</u></p> <p><u>(2) 搾乳後すみやかに冷却し、処理施設における受乳までの間冷蔵されたもの</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2～24 (略)</p> |